

○新宿区立児童館等指導要領

平成15年7月17日部長決定

平成17年4月1日改正

平成20年9月29日改正

平成23年6月30日改正

平成24年6月21日改正

平成26年6月24日改正

平成31年3月28日改正

令和7年2月6日改正

(目的)

第1条 この要領は、新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例に定める新宿区立児童館、児童コーナー（以下「児童館等」という。）において児童の指導、育成及び支援（以下「指導」という。）にあたる職員（以下「職員」という。）が留意すべき事項を定めることを目的とする。

(基本的な態度)

第2条 職員が児童や保護者に接する態度は、次のとおりとする。

- (1) 児童や保護者の状況を理解するよう努め、受容的な態度で接する。
- (2) 児童の指導にあたっては安全第一を心がけ、活動中は常に児童の状況を把握する。
- (3) 児童や保護者には常に公平な態度で接し、勤務時間内外で個人的なつきあいはしない。
- (4) 児童に関する文化の情報を収集し、理解する。
- (5) 個人情報の取扱には十分注意する。

(指導上の留意点)

第3条 職員の指導上の基本的留意点は、次のとおりとする。

- (1) 児童の身体健康増進を図ること
児童の健康増進は、日々の活動から培われるため、児童が興味・関心をもつような遊びや活動を通して健やかな身体をつくる。
- (2) 児童の心健康増進を図ること
職員と児童及び児童同士の上に親しみのある人間関係を形成し、児童が安定した状態で過ごせるようにする。その中で、児童が自分の思いや感性を自由に表現することにより、自己を肯定し生きる力を育てる。
- (3) 児童の知的好奇心を高めること
児童の関心や発達に応じた知的好奇心を満たせるよう、知識・技術の習得及び生きる知恵につながる体験の機会を提供する。

- (4) 児童の社会的な適応力を高めること
ともに遊び、学び、作業する体験や多世代交流を通じて他者と協調できる力を高める。また、基本的な社会のルールやマナーが身につくようにする。
- (5) 児童の情操を豊かにすること
読書、音楽、美術等を通じて、美しいもの、良い行い等に対して素直に感動する心を育てる。
- (6) 保護者及び地域の住民等との連携を図ること
保護者及び地域の住民等とのコミュニケーションを密にし、児童の健全な育成に関する相互理解を深める。児童館等は地域の子育て支援の核として地域の住民等との協働を進める。
- (7) 児童及び保護者の声に適切に対応すること
児童及び保護者等区民の声を真摯に受け止め、児童の指導に反映させる仕組みをつくる。
- (8) 自らの資質向上を図ること
職員は社会の変化を機敏に感じ取り、自らの役割を認識し、専門性を高めていく必要がある。そのために、区、都の研修参加等の自己啓発に積極的に取り組むとともに、各児童館等において職場研修を実施する等、職員が互いに研鑽する環境を整備する。

(指導内容)

第4条 職員の指導内容は、次のとおりとする。

- (1) 遊びや活動に関する指導
自由で活動的な雰囲気を作り、遊びや活動を通して児童の成長発達を図る。また、日本の伝統や文化・伝承遊び等の遊びを伝える。特に乳幼児及びその保護者に対しては、乳幼児サークル等を実施し、仲間を作る機会及び乳幼児の発達段階に応じた遊びを提供する。
- (2) 社会性に関する指導
異年齢の児童集団の中で遊んだり、協同の作業をしたりすることにより、他人を思いやる心や協調性を養う。児童自身が、子ども会議等において行事の企画・運営やルール作りに取り組むよう働きかける。
- (3) 安全に関する指導
 - ア 児童及び保護者に対し、登下館時の交通安全及び防犯等の安全指導を行う。
 - イ 児童館等においては考えうる事故を予測し、危険な遊びや遊具の取扱に注意する。
 - ウ 特に館外活動は、不測の事態が起こることを考慮して事故防止を図り、児童の状況に応じた十分な職員数で引率する。
 - エ 年間を通して定期的に防災、防犯等の訓練を行い事故防止に努める。
 - オ 飲食物を作る行事、提供する行事を実施する際は、参加児童の食物アレルギーについて十分配慮した上実施する。

(4) 健康に関する指導

ア 児童及び保護者に対し、健康に関する情報提供を行う。

イ 日常の衛生管理を十分に行うとともに、児童の健康状態を観察し、異常を発見した場合は適切に対応する。(ただし、医療行為は除く。)

(5) 利用者の要望に対応した活動

利用者の要望を的確に把握し、利用者に期待される児童館等活動を行う。

(6) 相談・援助

児童及び保護者の様々な不安や疑問等を把握し、それらの問題に対して適切な相談・援助を行う。必要に応じ、学校や子ども家庭支援センター等の機関と連携して問題解決に努める。

(7) 地域の住民等との連携

地域住民等と情報交換等によって連携を図り、地域の中での子育て支援を行う。

(指導計画)

第5条 指導のための計画は、次のとおりとする。

(1) 各児童館等は年度当初に年間運営計画を立て、これに基づき指導を行う。

(2) それぞれの活動や行事を実施する際は安全性を考慮して活動または行事計画書を作成する。

(3) 利用者の声、アンケート及び子ども会議等により区民の要望を把握し、児童館等の行事計画に反映させる。

(4) 計画書には目的・対象・参加数・内容・職員分担・安全対策・経費等を盛り込み、職員間で十分検討して共通認識の基に実施する。

(5) 年間運営計画総括表を作成することにより指導の分析・評価を行い、次年度の計画に反映させる。

(6) 年度途中においても適宜、計画が実効性を保つよう内容を見直す。

(7) 各計画書は適切に保管し、確認できるようにする。

(広報)

第6条 児童館等の活動の広報は、次のとおりとする。

(1) 区民には文書、掲示板及びホームページ等を活用して児童館等の行事・活動の周知を図る。

(2) おしらせ等児童や保護者に配布した印刷物は適切に保管し、確認できるようにする。

(指導方法)

第7条 職員の指導方法は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児への指導

ア 「新宿区乳幼児子育て支援事業実施要綱」(平成19年5月31日19新福子子支第510号)に基づき、児童館等の活動を行う。

イ 乳幼児サークル等を開催することにより、乳幼児及び保護者が地域から孤立せず、

他の乳幼児及び保護者と交流する機会をつくる。誰でも参加しやすい雰囲気づくりに配慮する。

ウ 乳幼児サークル等のグループ構成、実施回数等は、利用者の状況及び地域の特性等に応じて定める。

エ 日常的に乳幼児がのびのびと遊べ、親子でくつろげるような清潔で安全な環境を整備する。

オ 保護者との懇談及び成長、発達、しつけ等への軽易な助言指導を行う他、保健師による育児相談等を実施する。

カ 発達に応じた遊びの紹介、健康や発達等に関する情報提供及び子育て講座等を実施する。

キ 就園児向けの事業の実施については、必要に応じて検討する。

(2) 小学生への指導

ア 日常の児童館等の活動の中で、児童一人ひとりの関心、興味を把握し、児童の要望に合った健全な遊び、活動を提案及び提供する。

イ 日常の児童館等の活動を踏まえ、児童が行事を主体的に安全に企画・運営していくように支援する。また、集団遊び及び集団活動を充実する。

ウ 児童の遊びや活動に職員が積極的に加わるとともに、仲間に入れない児童や援助を要する児童も参加しやすいように配慮する。

エ 異年齢集団の特性を活かし積極的な交流を図るとともに、集団の中のリーダーを育成する。

(3) 中学生以上18歳未満の児童への指導

ア 児童の意見を取り入れる際は、協議検討した上でくつろげる居場所、体育活動や創作活動等が可能な場所を提供する。

イ 悩み事の相談等に応じられるような信頼関係を築き、相談内容により専門機関を紹介する。

ウ 児童が行う様々なボランティア活動に対し援助及び指導を行う。

エ 行事の実施には、判断力や責任感など社会性を養うような内容を盛り込む。

(4) 利用児童の保護者への対応

ア 保護者の関心や理解を得られるような児童館等の活動を工夫する。

イ 児童の状況に応じて必要がある場合は、保護者と連絡を取り合う。

(環境設定)

第8条 児童のための環境設定は次のとおりとする。

(1) 安全管理

ア 遊具及び施設の安全点検を日々行う。

イ 事故が発生した場合は、「新宿区立児童館等事故対応要領」（平成13年3月30日12新福児第2783号）に基づいて速やかに対応する。また、安全対策等を職員で確認し、再

発防止に努める。事故及び器物等の破損については、事故報告書「事故の発生について」により子育て支援課長に報告する。

ウ 「新宿区立児童館安全管理マニュアル」に基づいて安全管理を行う。※7 緊急時には、「児童館等緊急連絡体制」に基づいて各児童館長等に情報を伝達する。必要時には、「事件・事故情報連絡票」により子育て支援課長に報告する。

(2) 環境整備

ア 児童にとってくつろげる、整理整頓された清潔で安全な場を提供する。

イ 児童にとって魅力のある、発達に見合った遊具を整備する。また、遊びが創造できる素材を用意する。

(3) 地域の住民や関係機関等との連携

ア 保育園、子ども園、幼稚園、学校、主任児童委員、民生委員・児童委員及び青少年育成委員会等と日ごろから交流を図るとともに、近隣児童館、子ども家庭支援センター、子ども総合センター、放課後子どもひろば、保健センター、児童相談センター及び警察署等との連絡体制を整備する。

イ 必要に応じて、地域の住民等との懇談会を開催し、情報交換や情報共有を図る。

ウ 自主的な子育てサークルに対して、場所を提供し活動を支援する。

エ 児童の健全な育成に関心のある地域の住民の協力を得て、多様な活動を行う。この活動を基として子育てにかかわる地域の住民の見守り機能の充実を図る。

(4) 相談・援助

ア 児童及び保護者に対する情報提供のために必要な資料を、日ごろから整備する。

イ いつでも話しやすい雰囲気をつくり、児童及び保護者からの相談に対応する。また、日常の児童館等の活動の中で、潜在的な問題の発見に努め、児童及び保護者に対し適切な支援を行う。

ウ 非行、虐待及び不登校等に対しては、家庭、学校、子ども家庭支援センター及び警察署等関係機関との連携を図りながら対応する。

エ 相談にあたっては相談内容等を必要に応じて記録する。

オ 相談者のプライバシーに配慮する。相談内容によっては、子ども家庭支援センターや保健センター及び児童相談センター等を紹介する。

(5) 実習生・ボランティア

ア 将来を担う人材育成の場として実習生や職場体験等を受け入れる体制を作る。

イ ボランティアの受け入れにあたっては、事前に面談等を行い、活動目的を明確にし、意思の疎通を十分に図る。

ウ 「ボランティア保険」の加入を勧める等ボランティア活動の条件を整備する。

エ ボランティアの活動が児童館等の活動に支障をきたす場合は利用を断ることができる。

(諸記録及び関係書類)

第9条 諸記録及び関係書類は次のとおりとする。

- (1) 利用者の来館状況については利用証の提出等により把握し、統計情報を記録する。
- (2) 「育成日誌」により児童館等の活動を記録する。
- (3) その他利用にともなう管理等は次の文書で行う。
 - ア 新宿区立子育て支援施設利用申請書
 - イ 新宿区立児童館利用申請書

附則

この要領は平成15年7月17日から実施する。

附則

この要領は平成17年4月1日から実施する。

附則

この要領は平成20年9月29日から実施する。

附則

この要領は平成23年6月30日改正、平成23年4月1日より適用する。

附則

この要領は平成24年6月21日改正、平成24年4月1日より適用する。

附則

この要領は平成26年6月24日改正、平成26年4月1日より適用する。

附則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和7年4月1日より施行する。